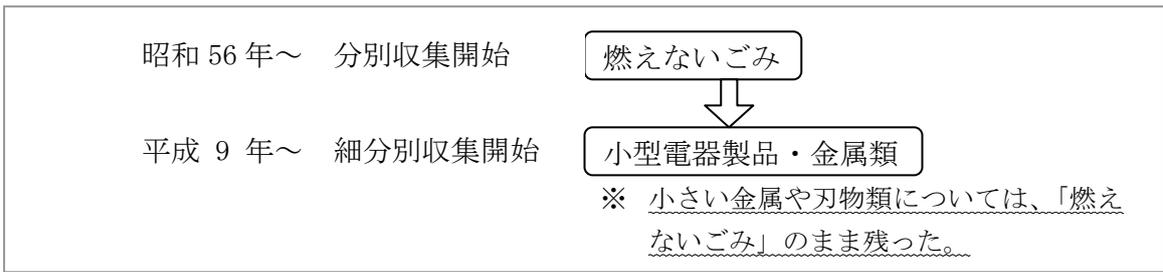


金属類のリサイクル推進について（分別区分の一部変更）

1 これまでの経過

家庭ごみのうち「家庭用電気製品や金属製のもの」については、分別収集開始時に「燃えないごみ」として収集されていましたが、平成9年の細分別収集の実施時5分別から8分別へ変更した際、新たに「小型電気製品・金属類」を追加し、収集を開始しました。

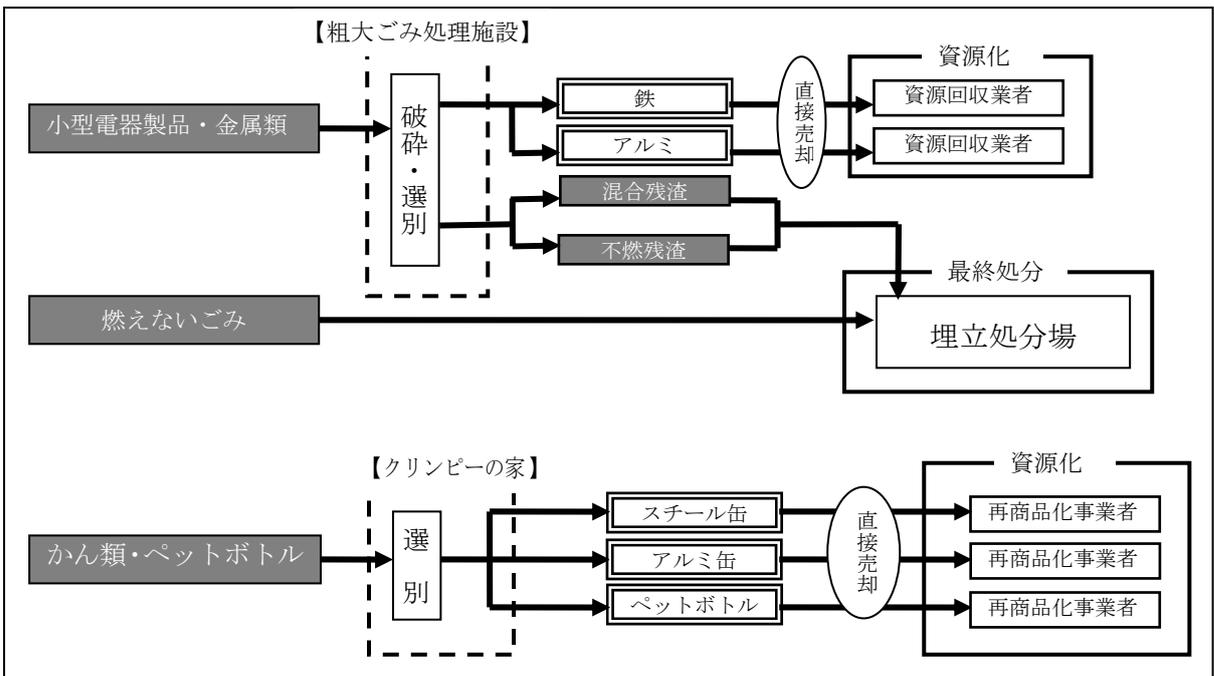


2 現在の処理体制

「小型電気製品・金属類」については、山田町の【山田粗大ごみ処理施設】において、選別作業や破碎処理を行い、資源として売却している。

「燃えないごみ」については、そのまま埋立処分している。

「かん類、ペットボトル」については、渡辺町の【クリンピーの家】で選別後、圧縮・梱包のうえ資源として売却している。



3 変更内容

「燃えないごみ」として排出されている金属類のなかで、新たな財政負担を伴うことなく、施設での受入・処理が可能なものについて、分別内容を変更し、再資源化の推進や埋立処分量の減量化を図る。

(1) 「燃えないごみ」から「小型電器製品・金属類」への変更

刃物やとがった物などキケンな物や金属製でも小さいものについては、「燃えないごみ」として分別しているが、山田粗大ごみ処理施設において受入・処理が可能であることから、「小型電器製品・金属類」に変更する。

【対象とするもの】

1	キケンな物	具体例	包丁、ナイフ、はさみ、鎌、草刈機の刃、スケート靴、フォーク、カッターナイフ、かみそり、くぎ など
		注意点	紙などに包み、キケンと書く。 くぎやかみそりの刃など小さいものは、容器に入れて中身がこぼれないようにし、キケンと書く。
2	小さい物	具体例	スプーン、アクセサリ、腕時計、懐中時計、金属製のおもちゃ、おろし金、鍵、南京錠、くさり、くし（金属製）、クリップ、工具類（レンチ、スパナ、かなづち）、皿（金属製）、シャベル、栓抜き、双眼鏡、タイヤチェーン、つめきり、箸（金属製）、ハンガー（ビニールコーティングのある金属製）、ホチキス など
		注意点	ライターは発火の恐れがある「燃えないごみ」
3	その他	具体例	電気コード（ドラム式）、電動歯ブラシ、電子体温計、食用油のかん、リール（つり用）、ワックスのかん、ペンキのかん など
		注意点	水銀体温計は「燃えないごみ」

(2) 「燃えないごみ」から「かん類・ペットボトル」への変更

びんやかんの金属製のふたや缶詰かんのふたについては、「燃えないごみ」として分別しているが、クリンピーの家において受入・処理が可能であることから、「かん類・ペットボトル」に変更する。

【対象とするもの】

1	缶詰かんのふた
2	かん類の金属製のふた
3	びん類の金属製のふた
4	ビール瓶などの王冠

(3) 変更後の「燃えないごみ」

以上の結果、新たな「燃えないごみ」は、「ライター」、「ガラス製品・電球・資源にならないびん類」、「陶磁器類」となる。

4 見込まれる効果

平成 20 年度の家庭ごみ組成調査によると、これまでの「燃えないごみ」のうち重量比で約 4%が今回の変更対象に相当する。

平成 20 年度の「燃えないごみ」排出量は 4,261 トンであるため、約 170 トンの埋立処分量削減が図られる見込みである。

5 実施時期

平成 22 年 1 月から実施

6 周知啓発

- ・ 12 月上旬配付の「ごみカレンダー」に変更内容を反映
- ・ 「家庭ごみの分け方・出し方ハンドブック」変更部分のリーフレット配布
- ・ 市ホームページに掲載
- ・ 3 月配布予定の「クリーンピーのこえ」に掲載
- ・ 平成 22 年 4 月以降、違反ごみに対するステッカー貼付と取り残しを開始